

平成23年12月
勝浦市議会定例会会議録（第2号）

平成23年12月5日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長	猿田寿男君	副市長	関重夫君
教育長	松本昭男君	企画課長	関利幸君
財政課長	藤江信義君	税務課長	黒川義治君
市民課長	佐瀬義雄君	介護健康課長	西川一男君
環境防災課長	目羅洋美君	都市建設課長	藤平喜之君
兼清掃センター所長			
農林水産課長	関善之君	観光商工課長	玉田忠一君
福祉課長	関修君	水道課長	藤平光雄君
会計課長	花ヶ崎善一君	教育課長	中村雅明君
社会教育課長	菅根光弘君		

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 守澤孝彦君 議事係長 大鐘裕之君

議事日程

議事日程第2号

第1 議案上程・説明

議案第54号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議
について

議案第55号 勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第56号 勝浦市条例の左横書きに関する措置条例の制定について
議案第57号 勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
議案第58号 勝浦市暴力団排除条例の制定について
議案第59号 訴訟上の和解について
議案第60号 平成23年度勝浦市一般会計補正予算
議案第61号 平成23年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
議案第62号 平成23年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第63号 平成23年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
議案第64号 平成23年度勝浦市水道事業会計補正予算

第2 休会の件

開 議

平成23年12月5日（月） 午前10時00分開議

○議長（丸 昭君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立了しました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・説明

○議長（丸 昭君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第54号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第55号 勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号 勝浦市条例の左横書きに関する措置条例の制定について、議案第57号 勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、議案第58号 勝浦市暴力団排除条例の制定について、議案第59号 訴訟上の和解について、以上、6件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

[市長 猿田寿男君登壇]

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第54号から議案第59号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第54号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありますが、本案は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合事務所を勝浦市墨名815番地の56から夷隅市弥正88番地1に移転することに伴い、夷隅郡市広域市町村圏事務組合規

約中、事務所の位置に関する規定の改正について関係市・町と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第55号 勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、効率的な組織体制を構築するため、事務分掌の見直しをしようとするものであります。

改正内容であります。環境防災課を生活環境課に改編しようとするものであります。本市にとって自然環境を守ること、また3月11日の東日本大震災を踏まえた防災体制の強化を図ることは優先課題であります。そのため、現在、環境防災課で事務分掌をしております消防及び防災に関する事務を総務課に移し、組織強化を図るとともに、環境問題に対する取り組み及び安全で安心な市民生活を守るために、現在の生活環境係の事務と消防防災係が所掌している事務のうち、防犯、交通安全に係る事務を生活環境課の事務分掌とし、組織の充実・強化を図ろうとするものであります。

次に、定住促進について、企画課内に新たな係を増設し、さらなる推進を図ろうとするものであります。

次に、市民課の老人保健の医療に関する事務につきましては、後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、平成22年度をもって3年間の特別会計設置の義務づけ期間が終了したため、事務分掌から削除するものであります。

次に、議案第56号 勝浦市条例の左横書きに関する措置条例の制定についてであります。本案は、現在縦書きの既存条例を左横書きの書式に変更し、事務の効率化と利便性の向上を図るための措置条例であります。本市におきましては、条例や規則など縦書き文書と、要綱や各種申請書など横書き文書が混在しております。また、条例や規則など、本来縦書きである文書であっても、府内業務で使用するグループウェアの電子データやインターネットで閲覧可能なウェブデータにおいては、横書きとなっておりますことから、今後、府内で取り扱う文書を左横書きに統一し、あわせて用語、用字、送り仮名等の統一を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第57号 勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてであります。本案は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、一時的な業務増加に対応する場合などに、任期を定めた市職員を採用することについて、必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第58号 勝浦市暴力団排除条例の制定についてであります。本案は、暴力団の被害から市民を守るため、市民、事業者、行政が一体となって社会から暴力団を排除し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目標に、暴力団排除に関し、基本理念を定め、市の責務と市民の役割を明らかにするとともに、暴力団排除の推進に必要な事項を定めるための条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第59号 訴訟上の和解についてであります。本案は、平成23年2月10日に提起した勝浦市松部字西ノ谷1698番1地先の市道上にある建物及びコンクリート構造物の撤去及び土地の明け渡しを求めた事件に対し、裁判官から和解解決の提案があり、この和解により一定の目的が達成できると思われることから、和解したいため、地方自治法96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第54号から議案第59号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） 次に、議案第60号 平成23年度勝浦市一般会計補正予算、議案第61号 平成23年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第62号 平成23年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第63号 平成23年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第64号 平成23年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

[市長 猿田寿男君登壇]

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第60号から議案第64号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第60号 平成23年度勝浦市一般会計補正予算であります。今回の補正予算は、歳入歳出予算、継続費、債務負担行為及び地方債の補正であります。歳入歳出予算におきましては、既定予算から5億384万9,000円を減額し、予算総額を79億4,596万8,000円にしようとするものであります。

歳出予算におきましては、配置転換等に伴う人件費の組み替えを含め、議会費におきましては125万5,000円を追加し、総務費におきましては、財産管理費を主に1億1,367万4,000円を追加し、民生費におきましては、扶助費を主に1,730万6,000円を追加し、衛生費におきましては、保健衛生総務費を主に853万2,000円を減額し、農林水産業費におきましては、林業費を主に390万5,000円を追加し、商工費におきましては、観光費を主に4,857万円を追加し、土木費におきましては、道路新設改良費を主に3,636万8,000円を追加し、消防費におきましては、非常備消防費を主に1,263万1,000円を追加し、教育費におきましては、（仮称）市民文化会館建設事業費を主に7億3,042万6,000円を減額し、災害復旧費におきましては、道路橋りょう等災害復旧費を主に140万円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に地方特例交付金214万4,000円、地方交付税2億590万3,000円、分担金及び負担金101万5,000円、県支出金750万5,000円、寄附金251万9,000円、諸収入79万円を追加計上し、国庫支出金2億1,892万6,000円、市債5億479万9,000円を減額しようとするものであります。

継続費におきましては、当初予算に計上した（仮称）市民文化会館建設事業につきまして、建設予定地及び規模等を変更することから、建設工事が延期となることが確定となつたため、廃止しようとするものであります。債務負担行為におきましては、勝浦市鉄道駅エレベーター等整備事業費、補助金の期間を平成24年度まで限度額500万円とし、（仮称）市民文化会館建設設計業務の期間を平成24年度まで、限度額5,733万円とする2件を追加しようとするものであります。

地方債におきましては、道路舗装整備補助事業債ほか1件の追加及び自然災害防止事業債ほか2件の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第61号 平成23年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。今回の補正予算は、事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正であります。事業勘定におきましては、既定予算に6,690万5,000円を追加し、予算総額を30億1,608万4,000円にし

ようとするものであります。

歳出予算のうち総務費におきましては、配置転換等による人件費の組み替えに伴い、総務管理費を主に37万円を追加し、保険給付費におきましては、高額療養費に626万円を追加し、後期高齢者支援金等におきましては66万5,000円を追加し、前期高齢者納付金等におきましては8万6,000円を追加し、介護納付金におきましては127万6,000円を減額し、諸支出金におきましては、還付金及び還付加算金に6,080万円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に療養給付費等交付金591万円、繰入金37万円、繰越金6,159万4,000円を追加計上し、前期高齢者交付金96万9,000円を減額しようとするものであります。直営診療施設勘定におきましては、既定予算から389万5,000円を減額し、予算総額を7,508万8,000円にしようとするものであります。歳出予算のうち、総務費におきましては、配置転換等による人件費の組み替えに伴い、389万5,000円を減額しようとするものであります。これに対する財源として、歳入予算で繰入金389万5,000円を減額しようとするものであります。

次に、議案第62号 平成23年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算についてでありますが、今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算におきましては、既定予算から110万7,000円を減額し、予算総額を2億1,326万7,000円にしようとするものであります。歳出予算のうち総務費におきましては、配置転換等による人件費の組み替えに伴い、110万7,000円を減額しようとするものであります。これに対する財源として、歳入予算で繰入金110万7,000円を減額しようとするものであります。

次に、議案第63号 平成23年度勝浦市介護保険特別会計補正予算についてでありますが、今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算におきましては、既定予算に3,976万2,000円を追加し、予算総額を17億8,805万7,000円にしようとするものであります。

歳出予算におきましては、配置転換等による人件費の組み替えに伴い、総務費におきましては、徴収費を主に300万2,000円を減額し、保険給付費におきましては、介護サービス等諸費を主に4,342万5,000円を追加し、地域支援事業費におきましては、包括的支援事業・任意事業費で11万8,000円を追加し、諸支出金におきましては、繰出金で2,000円を追加し、基金積立金におきましては、78万1,000円を減額しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に国庫支出金1,164万6,000円、県支出金574万3,000円、支払基金交付金1,302万7,000円、繰入金2,141万8,000円、諸収入2,000円を追加計上し、介護保険料1,207万4,000円を減額しようとするものであります。

次に、議案第64号 平成23年度勝浦市水道事業会計補正予算についてでありますが、今回の補正予算は、収益的収入及び支出の補正であります。収益的収入で44万8,000円を追加し、収益的支出で103万2,000円を追加しようとするものであります。この内訳は、収益的収入におきましては、他会計補助金に44万8,000円を追加し、収益的支出におきましては、原水及び浄水費で66万9,000円を減額し、配水及び給水費で167万1,000円、総係費で3万円を追加しようとするものであります。

以上で議案第60号から議案第64号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（丸 昭君） この際、担当課長から補足説明を求めます。藤江財政課長。

〔財政課長 藤江信義君登壇〕

○財政課長（藤江信義君） 命によりまして、議案第60号 平成23年度勝浦市一般会計補正予算（第8号）の補足説明を申し上げます。説明は事項別明細書により歳出より主な事業を中心にご説明させていただき、今回、各款に計上されている予算編成以後の職員の配置転換等の人員費の組み替え等及び経常的な経費等については省略をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

まず、歳出でありますが、議会費は省略をさせていただき、恐れ入りますが、28ページをお開き願います。総務費であります。下段の3目財産管理費に1億4,084万5,000円の計上であります。このうち庁舎維持管理経費の修繕料500万円につきましては、水道課等が業務を行っている庁舎分館の屋上防水工事費の計上であります。

30ページをお開き願います。上段の財政調整基金積立金1億3,353万4,000円につきましては、普通交付税の交付決定及び今後の財政見通しに基づき積み立てようとするものであります。なお、補正後の財政調整基金積立額は約9億9,400万円となります。ふるさと応援基金積立金151万9,000円の計上につきましては、本年4月1日から10月28日までに6名の方からの寄附金合計152万円から、科目設定のため当初予算で計上した1,000円を差し引いた額の計上であります。

次に、情報管理費で1,331万3,000円の計上であります。24年度より新しい住民情報基幹系システムの移行に関連する帳票類の印刷製本費及び24年3月分の電子計算機借り上げ料等の計上であります。

次に、諸費に12万5,000円の計上であります。市民バス運行事業12万5,000円の計上につきましては、毎週火曜日3往復運行している大楠勝浦線を川津地区へ延伸する試行運転に必要な音声ガイダンス修正手数料及び新設バス停2カ所分の備品購入費の計上であります。

32ページをお開き願います。4項選挙費であります。無投票に伴う千葉県議会議員選挙費で697万円の減額であります。

34ページをお開き願います。4目市長選挙費で無投票に伴い1,109万3,000円の減額であります。

36ページをお開き願います。5目市議会議員選挙費の1,161万6,000円の減額につきましては、性質上不足することが許されないことから、立候補予定者を30名で積算したことが主な減額要因であります。

次に、38ページと40ページは省略をさせていただき、42ページをお開き願います。民生費であります。2目障害者福祉費に1,100万1,000円を計上いたしました。このうち自立支援医療費支給事業1,064万3,000円及び日中一時支援事業35万8,000円の計上につきましては、いずれも決算見込みを踏まえた計上であります。

44ページをお開き願います。下段の8目指定介護予防支援事業費186万5,000円の計上のうち、介護予防マネジメント業務委託料75万1,000円の計上は、決算見込みに伴うものであります。

46ページをお開き願います。3目母子福祉費の母子世帯高校就学費支援事業の12万円につきましては、対象者数の増加に伴う追加計上であります。

48ページをお開き願います。下段の生活保護費の扶助費に6,016万6,000円の計上であります。決算見込みに伴うもので、医療扶助の大幅な伸びが主な増額要因であります。

50ページをお開き願います。災害救助費の3,772万1,000円の減額につきましては、東日本大震災及び原発事故に関連する避難者受け入れ対策事業の決算見込みに伴う減額であります。

52ページをお開き願います。次に衛生費であります。中段の4目火葬場費47万3,000円の計上につきましては、雨漏り対策のための防水改修工事設計監理業務委託料の計上であります。

54ページをお開き願います。3款上水道費の水道事業会計補助金44万8,000円の計上につきましては、人事異動等に伴う子ども手当対象職員の増に伴うものであります。

56ページをお開き願います。次に、農林水産業費であります。農業費の6目林業費に740万7,000円を計上いたしました。松部船附地先の小規模治山緊急整備工事費の計上で、県より本事業に係る補助金の交付決定を受けたものであります。

58ページは省略をさせていただき、60ページをお開き願います。次に、商工費であります。3目観光費に市民会館跡地に係る駐車場整備事業として4,445万5,000円を計上いたしました。このうち駐車場敷地舗装工事費4,400万円につきましては、市民会館跡地4,000平米及びゲートボール場780平米の舗装工事並びにバス14台、普通車116台の区画線工事のほか出入口柵工事、街路灯等の工事と既設駐車場の57台分の区画線工事等であります。このほか仮設トイレ3基分の借り上げ料32万6,000円及び管理運営経費の計上であります。なお、本年度の勝浦ビッグひな祭り開催前までの工事完了を目指しております。

62ページをお開き願います。次に、土木費であります。中段の土木橋りょう費の1目道路橋りょう総務費のうち13節委託料21万円は、松部地先の建物収去土地明け渡し等請求訴訟に係る市顧問弁護士への報酬であります。

64ページをお開き願います。4目道路新設改良費の社会資本整備総合交付金事業に3,000万円を計上いたしました。県を通じ、本交付金事業に対する追加執行可能額調査があり、採択されたことから、市道4路線の舗装修繕工事を実施しようとするものであります。

66ページをお開き願います。次に、消防費であります。非常備消防費のうち消防団管理運営経費の負担金961万2,000円を計上いたしました。東日本大震災における消防団員等の公務災害補償金の大幅な増加に伴い、本年度限りの措置として追加負担金の計上であります。

3目災害対策費のうち避難路整備事業80万円の計上につきましては、各地区との協議が整ったものから順次整備を図るべく、その一環として、川津地区の市道北谷南谷線の階段部分手すり設置工事費の計上であります。

68ページをお開き願います。教育費であります。小学校費の1目学校管理費のうち、小学校施設整備事業の元名木小学校通学路工作物撤去工事費101万6,000円につきましては、土地所有者との協定書に基づくものであります。

次に、70ページは省略をさせていただき、72ページをお開き願います。上段にあります人材育成基金積立金100万円につきましては、故山口和彦前市長の夫人よりの寄附金で、寄附者の意向に沿い、基金に積み立てようとするものであります。

下段にあります5目（仮称）市民文化会館建設事業費で7億3,525万6,000円の減額であります。このうち13節委託料1,417万7,000円の計上につきましては、市営野球場用地に建設するための地質調査業務委託料373万8,000円及び74ページをお開き願います。建設工事設計業務委託料として2カ年で総額8,190万円を見込み、本年度分は前払い分として30%相当分2,457万円を計上いたしました。また、市営野球場及び周辺の用地測量業務委託料として128万1,000円の計

上であります。一方、減額分としては、建設工事延期に伴い本年度分に計上してあつた工事監理業務委託料1,541万2,000円及び建設工事費7億4,943万3,000円を減額しようとするものであります。

76ページをお開き願います。災害復旧費であります。道路橋りょう費等災害復旧費で140万円を計上いたしました。平成23年10月22日の豪雨による4カ所の単独河川災害復旧工事費の計上であります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入に移ります。20ページをお開き願います。歳入につきましても、主なものを申し上げますと、まず地方交付税に2億590万3,000円を計上いたしました。普通交付税の本年度算定に伴う追加分の計上であります。

次に、分担金及び負担金であります。農林水産業費分担金101万5,000円につきましては、松部地先の小規模治山緊急整備事業及び大沢漁港船揚場維持補修工事のおのおの受益者分であります。

次に、国庫支出金の国庫負担金のうち民生費国庫負担金に4,859万5,000円を計上いたしました。このうち生活保護費等負担金4,327万4,000円につきましては、生活保護費の決算見込みに伴うもので、補助率4分の3であります。国庫支出金のうち5目土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金1,500万円につきましては、市道4路線の舗装修繕工事に係る補助率2分の1の計上であります。6目教育費国庫補助金2億8,270万円の減額につきましては、（仮称）市民文化会館建設工事の延期に伴う減額であります。

22ページをお開き願います。県補助金のうち商工費県補助金967万5,000円につきましては、旧市民会館跡地の駐車場整備に係る観光地魅力アップ緊急整備事業補助金であります。

24ページをお開き願います。市債であります。市債で5億479万9,000円の減額であります。このうち土木債の1,500万円は、市道4路線の舗装工事に係るものであります。

教育債の4億4,110万円の減額につきましては、（仮称）市民文化会館建設事業債の減額であります。臨時財政対策債8,419万9,000円の減額につきましては、普通交付税の確定とあわせて臨時財政対策債の発行可能額が決定されたための減額であります。

以上で一般会計補正予算（第8号）の補足説明を終わります。なお、給与費明細書の説明は省略をさせていただきます。

○議長（丸 昭君） これをもちまして、市長の説明及び担当課長からの補足説明を終わります。

休会の件

○議長（丸 昭君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明12月6日は議案調査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、明12月6日は休会することに決しました。

散 会

○議長（丸 昭君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。
なお、12月7日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。
本日はこれをもって散会いたします。

午前10時30分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第54号～議案第64号の上程・説明
1. 休会の件